



ごあいさつ

日頃より本市の復興への取り組みにご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
本事業は国の認可を得て、本格的にスタートすることとなりました。これも皆様のご理解とご協力の賜物であり感謝申し上げます。
また、本格化する事業に備え、本市も組織体制を強化し、蒲生北部整備課が蒲生北部地区の土地区画整理事業を担当することとなりました。
今後も土地区画整理事業についての情報をお伝えしながら、蒲生北部地区の復興に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



今日までの動き

◆土地区画整理事業の事業計画の決定の公告を行いました

国に対して2月27日付で事業計画（設計の概要）の認可申請を行っておりましたが、この度、認可が得られ、本市では事業計画決定の公告を4月1日付で行いました。
事業計画決定の公告に伴い、次のとおり事業計画関係図書の長期縦覧を行います。

縦覧場所：仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市役所本庁舎4階 蒲生北部整備課

縦覧期間：事業計画決定の公告の日（平成26年4月1日）から換地処分公告の日まで

縦覧時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝祭日は除く）

◆環境影響調査について

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業は、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象事業とはなっておりませんが、環境に配慮した事業を進めるため、粉じん・騒音・振動等の生活環境や自然環境に関する環境影響調査を自主的に実施しました。

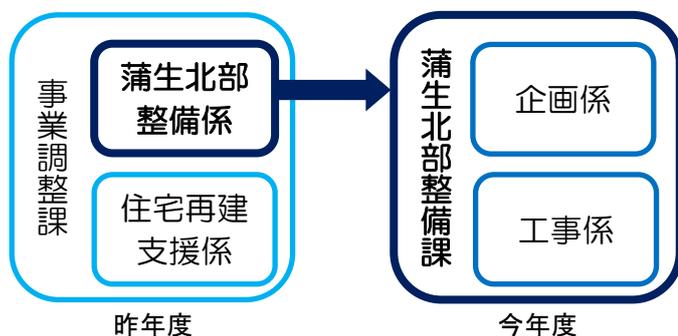
環境影響調査では、周辺的生活環境や自然環境への影響を回避・低減可能と評価しております。事業実施に当たっては、調査結果を踏まえ環境に配慮した事業を進めてまいります。

なお、環境影響調査の概要は、ホームページに掲載予定です。



お知らせ

◆蒲生北部整備課を発足しました



復興まちづくり部事業調整課の蒲生北部整備係は新たに蒲生北部整備課（企画係と工事係の二係体制）として、本格的に進捗することとなった土地区画整理事業を担当いたします。

総勢11名から15名に増員し、新体制で取り組んでまいります。



お知らせ

◆事業計画決定に伴い必要となる申請や届出について

次の項目に該当する場合には申請や届出が必要です。

詳しくは蒲生北部整備課にお問い合わせください。

特に今後予定している土地区画整理審議会選挙の選挙権を有する方や土地を再配置するために権利者を特定する必要がありますので、表の赤枠に該当する場合はご連絡ください。

項目	様式
● 土地の相続を行った場合	● 相続届出書
● 土地の売買、分筆又は合筆により所有権に移転した場合	● 所有権移転届出書
● 権利者の住所、氏名に変更があった場合	● 住所氏名変更届出書
● 土地が共有、共同借地の場合又は同一の土地の一部に複数の借地権者がいる場合	● 代表者選任通知
● 借地権（建物所有を目的とする地上権及び賃借権）を登記していない場合	● 借地権申告書
● 借地権以外の権利を登記していない場合（地上権・賃借権・永小作権・耕作権・使用賃借権等の使用収益権並びに質権）	● 借地権以外の権利の申告
● すでに申告されている権利に移転、変更又は消失があった場合	● 権利変動届出書
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物、その他工作物の新築・改築・増築等 (災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません) ● 土地の形質の変更 (土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状・地質の変更等) ● 重量が 5 トンを超える移動の容易でない物件の設置またはたい積 <p>（事業認可から仮換地指定までの期間は原則として許可されません。 仮換地指定後は順次整備が完了した仮換地から使用可能となりますが工事の進捗状況により許可とならない場合があります。）</p>	● 土地区画整理法第 76 条許可申請書

仙台市復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 本庁舎 4階

TEL：022-214-8031 FAX：022-214-8350 Email：fko002250@city.sendai.jp



コアジサシは蒲生干潟を訪れる野鳥です。中野小学校の蒲生団鑑に紹介されて可愛がられてきました。